

障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ

「障害者トライアル雇用」のご案内

「障害者トライアル雇用」は、障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。

また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。事業主の皆さまには、「障害者トライアル雇用」を積極的に活用していただくようお願いいたします。

助成金の支給額

■ 対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）

障害者トライアル雇用求人事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。

■ 精神障害者を雇用する場合、月額最大8万円（最大8万円×3か月、その後4万円×3か月）

精神障害者を雇用する場合は、月額最大8万円の助成金を受けることができます。また、精神障害者は原則6～12か月間トライアル雇用期間を設けることができます。ただし、助成金の支給対象期間は6か月間に限ります。

「障害者トライアル雇用」の対象者

「障害者の雇用の促進等に関する法律 第2条第1号」に定める障害者に該当する方が対象で、障害の原因や障害の種類は問いません。

次のいずれかの要件を満たし、障害者トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている

※重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方は上記①～③の要件を満たさなくても対象となります。

Q 短時間であれば働ける障害者を試行的に雇用する場合には？

A 精神障害者又は発達障害者で、週20時間以上の就業時間での勤務が難しい人を雇用する場合、週10以上20時間未満の短時間の試行雇用から開始し、職場への適応状況や体調などに応じて、トライアル雇用期間中に20時間以上の就労を目指す「障害者短時間トライアル雇用」制度もあります。

- ◆ 助成金の支給額は、対象者1人当たり、月額最大4万円（最長12か月間）
- ◆ 障害者短時間トライアル雇用求人提出が必要です。

<ご注意>

- ◆ 求人数を超えた障害者トライアル雇用は、実施できません。
- ◆ 障害者トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようお願いいたします。



MORE!

働き方改革

CHANGE LET'S TRY

「働き方改革」を通じ
貴社の今より「もっといい」
職場づくり始めませんか

「働き方改革」を通じて「業務効率化」「人材確保」「社員の健康増進」を図り「魅力ある企業づくり」を達成しませんか？大阪府は企業が元気になって、お勤めの従業員の方々がイキイキと、毎日楽しく働くことができる、そんな職場環境づくりをご提案し、貴社の「働き方改革」を伴走支援します。

働き方改革関連法の解説はもとより、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応した職場づくりの相談や、雇用調整助成金をはじめとした各助成金の上手な活用方法をご紹介します。

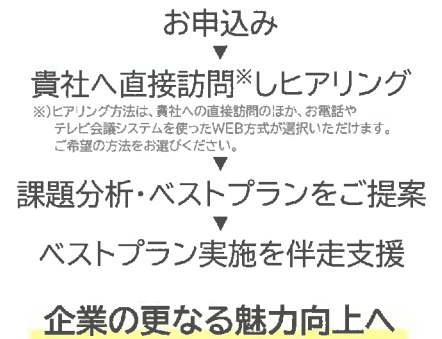
詳細・お申込みは裏面へ

お申込みは インターネット・お電話・FAXから



- インターネット（大阪府ホームページ）
： <http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/keihatu/roudoukankyokaizen.html>
- TEL：06-6946-2605
ご不明点はお気軽にお電話ください
- 住所：大阪市中央区石町2-5-3
大阪府立労働センター（エル・おおさか）
南館3階

お申込み後の流れ



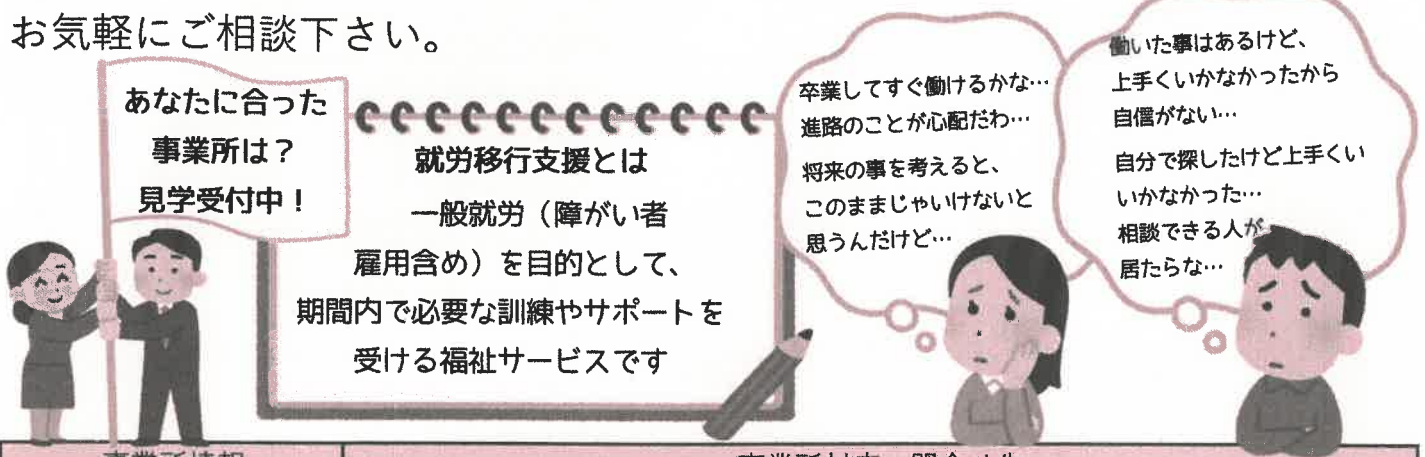
FAX送信票 FAX番号：06-6946-2635

貴社名	ご担当者様名	ご連絡先		
		電話番号： E-Mail：		
支援を希望する内容	お悩み例	希望する項目に ✓を入れてください		
人手不足	求人に応募が集まらない	何か良いアイデアはないか		
		障がい者雇用などの活用		
	離職者が多い	離職防止の良いアイデアはないか		
			育児支援の制度整備がわからない	
			介護支援の制度整備がわからない	
従業員管理	従業員の健康管理	メンタルヘルス		
		体調管理（コロナ対応、健康診断の拡充など）		
	福利厚生	福利厚生の拡充		
	その他	労使トラブル		
法律の解釈	法律の主旨を解説してほしい	同一労働同一賃金		
		長時間労働		
		有給休暇取得（年5日取得の義務など）		
法律への対応	自社では対応が難しい 対応策が知りたい	同一労働同一賃金		
		長時間労働		
		有給休暇取得（年5日取得の義務など）		
社内規程	社内規程整備に不安がある	就業規則		
		労働条件通知書		
		サブロク（36）協定		
その他	具体的に記入ください			

福祉サービスを利用した就労支援がある事を、ご存知ですか？

八尾市就労移行支援ネットワークよりご案内！

「働く気持ちがあっても、なかなか上手くいかない」「自分に合った仕事探しが難しい」「不安や心配が多い」「働いた経験はあるけれど、時間が経ってしまった」等、ご本人やご家族・関係機関・医療・教育機関の方、お気軽にご相談下さい。



事業所情報	事業所対応・問合せ先
アントレー 【最寄駅】JR八尾徒歩10分 【主な利用】知的・発達 10代～50代	【対応状況】電話相談・来所可・見学可・スタッフの出前相談・事業所提供可 【コメント】八尾市で歴史ある事業所。強みは長期で培ってきた地域密着した就労開拓で、希望近い職種紹介や充実したアフターフォローができます。 【お問合せ】072-915-4558 担当：田中 (継続B型・就労定着支援：有)
エール近鉄八尾 【最寄駅】近鉄八尾徒歩1分 【主な利用】精神・発達・身体 10代～50代	【対応状況】電話相談・来所可・見学可・体験可・スタッフの出前相談 【コメント】資格が取得できる事業所。強みはPCや簿記などのスキル取得の為に専門スタッフが個別で試験までサポートができます。 【お問合せ】072-968-9673 担当：齊藤 (就労定着支援：有)
LINCLE (リンクル) 【最寄駅】河内山本徒歩1分 【主な利用】知的・精神 10代～40代	【対応状況】電話相談・来所可・見学可・体験可・スタッフの出前相談 【コメント】若い世代の方が利用しやすい事業所。強みは働く事と暮らしの土台づくりや、社会経験の第一歩に向けてサポートができます。 【お問合せ】072-945-1015 担当：磯野 (自立訓練(生活訓練)：有)
ワンモア八尾 【最寄駅】近鉄八尾徒歩5分 【主な利用】精神・発達 20代～50代	【対応状況】電話相談・来所可・見学可・体験可・スタッフ出前相談 【コメント】精神面でお悩みの方が利用しやすい事業所。強みは専門スタッフが担当制で一人ひとりの相談を受けながらサポートができます。 【お問合せ】072-975-5211 担当：勝井 (就労定着支援：有)

八尾市就労移行支援ネットワークって？



情報発信中

2020年より八尾市の就労移行支援事業所の四事業所が連携を強化し、地域発信や支援向上を目指す為にチームとなり、さまざまなご相談に応じていく活動を行ってまいります！



【協力機関】八尾・柏原就業・生活支援センター
 【総合窓口】LINCLE TEL:072-945-1015